

◎新潟県告示第367号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
荒川中流（県境から旭橋まで）	生物A	ア
荒川下流（旭橋より下流）	生物A	ア
落堀川（船戸川を含む。）（全域）	生物B	ア
大通川（全域）	生物B	ア
新川（全域）	生物B	ア
新島崎川水域（全域）	生物B	ア
郷本川水域（全域）	生物B	ア
島崎川水域（全域）	生物B	ア
鯖石川上流（小坂橋より上流）	生物A	ア
鯖石川中流（小坂橋から豊田橋まで）	生物B	ア
鯖石川下流（豊田橋より下流）	生物B	ア
鶴川上流（御幸橋より上流）	生物A	ア
鶴川下流（御幸橋より下流）	生物B	ア
国府川（全域）	生物B	ア

(注)

- 1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、環境庁告示別表2の1の(1)のイ又は(2)のウの類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。